

## 報道発表資料

### 「納税の猶予制度の特例」の適用状況（令和2年4月～令和3年1月分）

国税庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な納税者の方に対し、納税の猶予等の納税緩和措置を適切に適用していく方針としております。

今般、令和2年4月30日に施行された「納税の猶予制度の特例」（特例猶予）について、令和3年1月29日（金）まで（注）に猶予申請を許可した件数及び税額を取りまとめましたので、以下のとおりお知らせします。

（注）特例猶予の申請期限は、令和3年2月1日（月）までであり、今回の適用状況は最終分ではありません。

#### ○ 特例猶予の適用状況（令和2年4月30日から令和3年1月29日適用分）

	適用状況	
	件数	税額
令和2年4月～ 令和3年1月分	299,500件	1,386,295百万円

（注）既存の猶予制度の適用件数・税額は含まれていない。

#### （参 考）

平成30事務年度における猶予制度の適用状況（既存制度のうち申請によるもの。）

	件数	税額
既存の猶予制度	41,871件	69,487百万円

（注） 1 平成30事務年度は平成30年7月1日から令和元年6月末までである。  
2 職権による換価の猶予は除く。

(参考1) 税目別の特例猶予の適用税額  
 (令和2年4月30日から令和3年1月29日適用分)

適用税額	
全税目	(100.0%) 1,386,295百万円
所得税	(7.7%) 107,303百万円
内 源泉所得税	(5.5%) 76,234百万円
内 申告所得税	(2.2%) 31,070百万円
法人税	(30.3%) 420,349百万円
消費税及び地方消費税	(58.6%) 812,340百万円
その他税目	(3.3%) 46,303百万円

- (注) 1 括弧内の数値は、全税目に占める構成比を表す。  
 2 各々の計数において、百万円未満を四捨五入していることから、合計とは一致しない場合がある。

(参考2) 税目別の特例猶予の適用件数  
 (令和2年4月30日から令和3年1月29日適用分)

適用件数	
全税目	(100.0%) 422,674件
所得税	(31.0%) 130,925件
内 源泉所得税	(17.2%) 72,726件
内 申告所得税	(13.8%) 58,199件
法人税	(6.4%) 27,028件
消費税及び地方消費税	(56.8%) 240,258件
その他税目	(5.8%) 24,463件

- (注) 1 括弧内の数値は、全税目に占める構成比を表す。  
 2 特例猶予の適用件数1件に複数の税目が含まれる場合があるため、全税目の適用件数は「特例猶予の適用状況」の件数と一致しない。